

# 東亜ディーケーケー株式会社 コーポレートガバナンス・ガイドライン

制定 2015年12月1日

改定 2023年6月27日

## 第1章 総則

### 第1条 本ガイドラインの目的

東亜ディーケーケー株式会社 コーポレートガバナンス・ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、東亜ディーケーケー株式会社(以下「当社」という。)におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な事項を定めることにより、株主、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現することを目的とします。

### 第2条 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

1. 当社は、経営の基本原則として、次のとおり「経営理念」、「企業行動憲章」を定め、開示します。

#### 経営理念

『誠実・創造・挑戦』をモットーに

地球環境保全と豊かで人にやさしい社会環境の実現に貢献します。

#### 企業行動憲章

1. 法令と規則を守り、誠実で公正・透明な取引を実行します。
2. 優れた製品・サービスを開発・提供し、お客様の満足と信頼の向上を図ります。
3. 環境および医療関連計測を通じて地球環境の保全と豊かで人にやさしい社会環境の実現に貢献します。
4. 透明性を重視し、ステークホルダーに対して必要な企業情報を適時開示します。
5. 従業員の人格、個性を尊重するとともに、健康・安全に配慮し働きやすい環境を確保します。
6. グローバル企業の一員として、諸外国の慣習・文化を尊重し、その発展に貢献します。
7. 反社会的勢力および団体には、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断します。

2. 当社は、企業の社会的責任の重要性を認識し、中期経営計画の達成及び持続的な成長と企業価値の向上を図るため、経営環境の変化に迅速に対応できる経営システムを構築・維持することを重要な施策として位置づけています。コーポレートガバナンスは、これを実現するための重要な経営テーマであり、その強化を図ります。

## 第2章 ステークホルダーとの関係

### 第3条 ステークホルダーとの関係

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、株主を始めとする全てのステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、迅速かつ適宜適切な情報開示と安定的な株主還元継続の継続、取引先の期待に応える企業活動、社員のやりがいのある職場環境づくり、地域社会との共存等、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行い、中長期的な企業価値の向上を図ります。

### 第4条 株主の権利及び平等性の確保

当社は、株主に対する受託者責任を果たすため、株主の実質的な権利及び平等性を確保します。

### 第5条 株主総会

1. 当社は、株主総会を当社の最高意思決定機関と位置づけ、株主との建設的な対話を実現するための重要な場であることを認識し、株主の権利が十分に確保されるよう環境の整備を行いません。
2. 株主が株主総会の議案について十分検討する時間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送、TDnet 及び当社ウェブサイト等での早期開示を行いません。また、当社への理解を深めていただくため、招集通知参考書類及び事業報告の内容の充実を図るとともに、平易かつ具体的な記載に努めます。
3. 株主総会開催日は、監査日程及び招集手続きに要する期間等を勘案しつつ、適切な設定に努めます。
4. 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、議決権の行使をあらかじめ希望する場合、また、当該機関投資家等が株主総会への傍聴を希望する場合の対応については、信託銀行等と協議等を行い、検討することとします。
5. 議決権行使結果について、可決案件であっても相当数の反対票が投じられた議案については、取締役会でその原因分析を行い、必要に応じて株主との対話の機会を設けます。

### 第6条 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主との積極的な対話を行い、意見や要望を経営に反映させ株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識し、「株主・投資家等との建設的な対話に関する基本方針」を別紙1のとおり定め、株主・投資家等との建設的な対話を促進します。

### 第7条 資本政策の基本的な方針

当社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与えることを踏まえ、資本政策の基本方針を次のとおり定めます。

1. 当社は、売上高経常利益率及び自己資本利益率を経営目標の指標として、「健全な財務体質の維持」と「収益基盤の拡大」を軸として企業体質の強化を図り、事業活動を通じて創出した利益を株主へ還元することを基本方針とします。

2. 当社は、特定の第三者に対して割当増資を行うなど、株主の利益に影響を及ぼす資本政策については、その目的、理由等を含め速やかに開示します。また、株主総会や決算説明会等で株主に対し十分な説明を行いません。

#### 第8条 政策保有に関する方針及びその議決権行使に関する基準

当社は、安定した企業運営及び取引先の維持または業務協力関係の維持、強化を目的とし、当社の企業価値向上につながる企業の株式を対象とすることを基本に政策保有株式を保有することがあります。いずれも取引先との信頼関係を保持し当社の事業を円滑に遂行するために保有しているものであり、投機的な運用を目的に保有しているものではありません。なお、株式保有は、必要最小限とし、企業価値向上の効果等を勘案して定期的に見直すこととします。

当社の政策保有に関する方針及びその議決権行使に関する基準は別紙2のとおりです。

#### 第9条 買収防衛策及び公開買い付けに対する考え方

1. 当社では、持続的な成長により企業価値を向上させることが最重要経営課題と考えるため、現時点では買収防衛策を導入しておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ慎重に検討を進めることとします。

2. 当社株式が公開買い付けに付された場合は、速やかに株主に開示します。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買い付けに応じることを妨げません。

#### 第10条 内部通報

当社グループの役職員が法令、定款等に違反する行為または違反する恐れがある行為を発見した場合の内部通報体制を構築し、内部通報窓口として以下の2つの窓口を設置します。

社内窓口：コンプライアンス管理責任者

社外窓口：弁護士

また、内部通報があった場合、通報者が不利益な取り扱いを受けないよう保護される仕組み、通報された違反行為の内容、その後の調査報告及び再発防止措置が監査役に遅滞なく報告される仕組みを構築します。

#### 第11条 関連当事者間の取引の防止

当社では、取締役が利益相反取引をしようとするときはあらかじめ取締役会に付議し承認を得るとともに、取締役が利益相反取引をしたときはその取引についての重要な事項を取締役会で報告します。

また、関連当事者との利益相反取引の防止のため、年1回、グループ各社を含めた全役員に関連当事者取引の有無に関する調査を実施します。

### 第3章 情報開示の充実

#### 第12条 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、企業行動憲章に則り、法令に基づく開示は勿論のこと、株主に有益と思われる情報を当社ウェブサイト等を通じて随時積極的に開示します。また、ステークホルダーへ正確な情報を伝達できるよう、これらの情報を開示するに当たっては平易かつ具体的な説明に努めます。

#### 第13条 情報開示方針

適時かつ適切な情報開示のため、情報開示体制を整備し、別紙3のとおり「情報開示方針」を定め、開示します。

### 第4章 コーポレートガバナンス体制

#### 第14条 コーポレートガバナンス体制

1. 当社は、会社法上の機関設計として、取締役が相互に業務の執行状況を監督するとともに、監査役が客観的かつ中立的な立場から取締役の業務執行を監査する体制が適切と判断し、監査役会設置会社制度を採用します。
2. 当社の取締役の人数は、定款で定める員数である12名以内とし、そのうち1名以上を社外取締役とします。
3. 当社の監査役の人数は、定款の定める員数である4名以内とし、そのうち半数以上を社外監査役とします。また、監査役会は、1名以上の常勤監査役を選定します。
4. 役員人事・報酬の決定プロセスの透明性を高め、コーポレートガバナンス機能の強化を図るため、独立社外取締役を議長とする取締役会の任意の諮問委員会として、「役員人事・報酬諮問委員会」を設置します。

#### 第15条 取締役会の役割・責務

当社における取締役会の役割・責務は次のとおりです。

1. 取締役及び取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を認識し、東亜 DKK グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、健全な財務体質の維持と収益基盤の拡大を目指します。
2. 取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」に定められた経営に関する重要事項等について意思決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けることなどにより経営監督機能を担います。
3. 上記以外の重要事項の決定は、迅速かつ機動的な意思決定のため、代表取締役社長に委任し、決定した内容は取締役会に報告します。
4. 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、全社的な内部統制の整備・運用状況及び業務プロセスの適正化について定期的に報告を受け確認します。

## 第 16 条 経営陣への委任の範囲の概要

1. 当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機関としての経営会議、執行役員制度を設け、経営の監督と業務執行の分離の確立を図ります。
2. 経営会議は、役付取締役と社長が特に指名した取締役及び執行役員で構成され、業務執行に関する個別の課題について実務的な観点から協議し、迅速果断な意思決定を行います。経営会議で承認された事項は、各取締役・監査役・執行役員に報告され、当社の課題について迅速に察知し対応できる仕組みを構築します。
3. 執行役員は、取締役会・経営会議で決定された事項を責任をもって具体化し、実行します。
4. 経営各階層が決定すべき事項については、「稟議規程」、「決裁基準表」で、経営に及ぼす重要度に応じて金額基準等を定め、各職位の職務権限を明確にします。

## 第 17 条 取締役の選解任に関する方針と手続

1. 取締役の選任にあたっては、取締役候補者の選任基準に従い、代表取締役社長が候補者を提案し、役員人事・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議します。
2. 役付取締役の選定にあたっては、代表取締役社長が候補者を提案し、役員人事・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会で決議します。
3. 代表取締役及び役付取締役をはじめとする取締役に解任基準に相当する事実が生じた場合、当該取締役の解任について、役員人事・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議します。

## 第 18 条 取締役候補者の選任基準

当社における取締役候補者の選任基準は次のとおりです。

- (1)心身ともに健康であること
- (2)高い人望、品格、倫理観を有していること
- (3)コンプライアンスに関する高い意識を有していること
- (4)経営に関する客観的判断能力を有するとともに、先見性・洞察性に優れていること
- (5)職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと  
(社外取締役の独立性については、別紙4のとおり「社外役員の独立性に関する基準」に定め、開示します。)
- (6)取締役として、その職務を誠実に遂行するための十分な時間が確保できること
- (7)その他、上場会社としての透明性と健全性・効率性を果たすコーポレートガバナンス体制構築の観点から、取締役に求められる資質を有していること
- (8)社内出身の取締役については、上記(1)～(7)に加え、
  - ・専門分野における相当程度の能力・知識・経験・実績を有していること
  - ・所管部門の統一を図り、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と決断力を有していること

(9) 社外取締役については、上記(1)～(7)に加え、

- ・企業経営・財務会計・法律等に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等(実績ある会社経営者、公認会計士、弁護士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者)であること
- ・独立した立場から、取締役会の審議・決定内容及び各取締役の業務執行状況を監督できること
- ・経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること

#### 第 19 条 独立社外取締役の役割・責務

当社における独立社外取締役の役割・責務は次のとおりです。

1. 経営方針や経営改善について、東亜 DKK グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るという観点から、自らの高い専門性と豊富な経験に基づき助言を行います。
2. 取締役会決議事項とされている重要な業務執行の決定に関し、議決権を行使することなどを通じて経営全般を監督します。
3. 取締役の利益相反取引及び当社と関連当事者との利益相反取引を監督します。

#### 第 20 条 監査役会の役割・責務

当社における監査役会の役割・責務は次のとおりです。

1. 監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を認識し、独立した客観的な立場において取締役の業務執行を監査することにより、東亜 DKK グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、適正なコーポレートガバナンス体制を確保します。
2. 監査役会は、各監査役による監査の実効性を確保するための体制を整備します。
3. 監査役会は、1名以上の常勤監査役を置き、情報収集及び業務執行取締役との意見交換が常時可能な体制を整備します。常勤監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、情報収集を行います。
4. 監査役会は、会計監査人及び監査室等と連携し、十分かつ適切な監査を行うことができる体制を整備します。
5. 監査役及び監査役会は、社外取締役の情報収集力の強化のため、定期的に意見交換を行うなどして連携を図ります。

#### 第 21 条 監査役の選解任に関する方針と手続

1. 監査役の選任にあたっては、監査役候補者の選任基準に従い代表取締役社長が候補者を提案し、役員人事・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決議し、株主総会に付議します。
2. 監査役に解任基準に相当する事実が生じた場合、当該監査役の解任について、役員人事・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決議し、株主総会に付議します。

## 第 22 条 監査役候補者の選任基準

当社における監査役候補者の選任基準は次のとおりです。

- (1)心身ともに健康であること
- (2)高い人望、品格、倫理観を有していること
- (3)コンプライアンスに関する高い意識を有していること
- (4)経営に関する客観的判断能力を有するとともに、先見性・洞察力に優れていること
- (5)職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと  
(社外監査役の独立性については、別紙4のとおり「社外役員の独立性に関する基準」に定め、開示します。)
- (6)財務・会計に関する相当程度の知見を有していること
- (7)監査役として、その職務を誠実に遂行するための十分な時間が確保できること
- (8)その他、上場会社としての透明性と健全性・効率性を果たすコーポレートガバナンス体制構築の観点から、監査役に求められる資質を有していること
- (9)常勤監査役については、上記(1)～(8)に加え、
  - ・監査役会の役割・責務を果たす上で必要な情報収集能力を有していること
- (10)社外監査役については、上記(1)～(8)に加え、
  - ・企業経営・財務会計・法律等に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等(実績ある会社経営者、公認会計士、弁護士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者)であること
  - ・独立した立場から、経営の健全性・透明性を確保するための助言・提言ができること

## 第 23 条 取締役・監査役の解任基準

当社における取締役・監査役の解任基準は次のとおりです。

- (1)公序良俗に反する行為を行った場合
- (2)健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
- (3)職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
- (4)選任基準の各要件を満たさなくなった場合

## 第 24 条 取締役・監査役の役員兼任状況

当社では、取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、「取締役会規程」に基づき、取締役会の決議を得ることとします。

社外取締役及び社外監査役の他社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書を通じて毎年開示します。

## 第 25 条 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任の範囲

当社の取締役・監査役の業務に専念できる合理的な上場会社の役員兼任数の上限を、原則として「当社以外に3社」とし、例外的にこれを超える場合は取締役会で審議し、問題がないとの結論に達した場合のみ兼任を承認することとします。

## 第 26 条 取締役・監査役の報酬等に関する方針と手続

1. 取締役の報酬等は、株主価値との連動性を高め、経営責任の明確化と中長期的な企業価値の向上に資することを基本方針とし、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成しています。ただし、社外取締役は、その独立性を確保するため、固定報酬のみを支払うものとする。
2. 取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役員人事・報酬諮問委員会での審議・答申を経て、取締役会で決議します。
3. 監査役の報酬等は、高い独立性を確保する観点から固定報酬のみで構成しています。
4. 監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議で決定します。

## 第 27 条 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査役がその役割と責務を適切に果たすため、別紙5のとおり「取締役・監査役に対するトレーニングの方針」を定めます。

## 第 28 条 取締役会の運営

当社では、取締役会における審議の活性化を図るため、以下の取り組みを実施します。

1. 当社では、取締役会の資料は会議開催日の前日までに配付し、取締役及び監査役が事前に内容を検討するために十分な時間を確保します。
2. 取締役会の資料以外に、経営会議議事録及び各本部・部門・子会社の月例業務報告書等、経営状況の把握に必要な資料を適宜提供します。
3. 年度の初めに、年間の取締役会開催スケジュール及び予想される審議事項を決定します。
4. 取締役会の開催頻度は、原則として毎月1回、適時に適切な審議ができるよう配慮して設定します。
5. 各審議事項及び報告事項について十分に議論ができるよう、会議の時間を確保します。また、特に重要な案件については、複数回にわたり審議及び報告を行います。

## 第 29 条 取締役・監査役の支援体制

当社では、取締役及び監査役がその役割・責務を実効的に果たせるよう、以下の支援体制を整えます。

1. 取締役及び監査役は、その業務の遂行のために必要となる情報について、関係部門に説明または報告を求めることができ、情報提供を求められた部門は、要請に基づき情報や資料を適宜提供します。
2. 取締役については、経営戦略部が取締役会事務局業務の一環としてその支援を行います。
3. 監査役については、「監査役監査基準」の定めにより、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人をおくこととし、支援する体制を整えます。
4. 中長期のグローバル市場環境の予測、戦略的マーケティングに関する計画策定等、取締役がその業務を遂行するに当たり、第三者の意見や支援が必要と判断した場合は、コンサルタント等の外部専門家を活用し検討を行います。また、これに伴い生じた費用は、当社の費用において負担します。

## 第 30 条 社外取締役・社外監査役の支援体制

前条に加え、社外取締役・社外監査役に対しては、以下の支援体制を整えます。



1. 社外取締役及び社外監査役への業務連絡・補佐等は経営戦略部が担当します。
2. 社外取締役を含む取締役は、適切な意思決定を行うために自身が保有する情報に不足がある場合は、取締役会事務局である経営戦略部や関係部門へ情報や資料の提供を求めます。
3. 社外監査役を含む監査役は、監査室及び会計監査人と連携し、監査を行うに当たり必要となる情報交換会を定期的に行い、相互にコミュニケーションを図ります。加えて、情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、関係部門へ情報や資料の提供を求めます。

### 第 31 条 監査室との連携

監査室による監査の結果により把握された業務執行に関する問題点については、取締役・監査役へ適宜報告されます。報告された事項については、各本部を担当する取締役を通じて関係部門へ通知され、速やかに改善します。

### 第 32 条 会計監査人との連携

当社では、監査役会と経理部等の関連部門が連携して監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人の適正な監査を確保します。

### 第 33 条 会計監査人の評価

1. 会計監査人の監査の基本方針・監査計画、監査実施状況及び四半期レビュー結果説明等を通じ、会計監査人の職務の実施状況の把握と評価を行っており、一定の評価基準に従い評価します。
2. 会計監査人の職務の遂行に関する報告、監査体制、監査結果等に対する意見交換及び監査の実施状況等を通じ、独立性と専門性を確認します。

### 付則

1. 本ガイドラインの改廃は取締役会の決議による。
2. 本ガイドラインは、2015 年 12 月 1 日から実施する。
3. 本ガイドラインは、2016 年 7 月 8 日から改定実施する。
4. 本ガイドラインは、2016 年 10 月 13 日から改定実施する。
5. 本ガイドラインは、2017 年 7 月 11 日から改定実施する。
6. 本ガイドラインは、2018 年 7 月 10 日から改定実施する。
7. 本ガイドラインは、2018 年 12 月 28 日から改定実施する。
8. 本ガイドラインは、2019 年 7 月 9 日から改定実施する。
9. 本ガイドラインは、2019 年 10 月 15 日から改定実施する。
10. 本ガイドラインは、2020 年 12 月 22 日から改定実施する。
11. 本ガイドラインは、2023 年 6 月 27 日から改定実施する。

## 株主・投資家等との建設的な対話に関する基本方針

### 1. 目的

本方針は、株主・投資家等(以下、「株主等」という)との対話を通じて、当社の経営戦略や財務状況等に関する信頼と正当な評価を受け、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として定める。

### 2. 株主等との対話者

社長、副社長または管理本部担当の取締役は、株主等との対話を統括し建設的な対話の実現に努める。株主から個別の要望がある場合には、必要に応じて、社長、副社長または管理本部担当の取締役のほか、これらから指名された者が面談に臨む。

### 3. 株主等との対話を補助する体制

株主等との対話を合理的にかつ円滑に行うために、IR 担当部門である経営戦略部が中心となって関連部門と連携をとり、対話者を補助する。

### 4. 株主等との対話の手段

株主等との対話は、株主総会、個別面談及び決算説明会等を通じて実施する。

### 5. 経営計画の公表

経営計画の公表にあたっては、基本方針を示すとともに、売上高・経常利益等を含む目標及びその達成に向けた戦略の骨子を提示する。

### 6. 社内へのフィードバック

管理本部担当の取締役は、株主等との対話を通じて得られた意見・関心・懸念等を、定期的に取り締役に報告する。

### 7. インサイダー情報の管理

インサイダー情報の管理については、別途定める「内部情報管理及び内部取引規制に関する規程」、「情報開示方針」に従い適切に対応する。

以上

### 政策保有株式に関する方針及びその議決権行使に関する基準

1. 政策保有株式は、業務協力関係及び当社との協業上重要であると判断した場合、保有いたします。
2. 一定額以上の株式の取得及び売却については、取締役会で検証し決定いたします。
3. 個別の政策保有株式(\*)の保有の合理性・必要性を年1回取締役会で検証いたします。  
検証の結果、保有の合理性・必要性が認められないと判断した株式については、取引先等との対話を実施しつつ縮減を進めます。
4. 政策保有株式について、原則全ての議案に対して議決権を行使いたします。  
その議決権行使に当たっては、当該企業の価値向上に資するものであるか否か、また、株主価値の毀損につながるものではないかを議案ごとに判断したうえで、適切に行使用することといたします。

(\*)有価証券報告書記載の株式

以上

## 情報開示方針

### 基本方針

当社は、当社グループの企業行動憲章に掲げる原則の一つに「透明性を重視し、ステークホルダーに対して必要な企業情報を適時開示します。」と定め、これを情報開示の基本方針としています。株主、投資家、取引先などのステークホルダーと強い信頼関係を構築するために、各種法令、規則等を遵守することはもとより、投資家判断に影響を及ぼす重要な会社情報の適時、適切な開示が極めて重要であると認識し、迅速、正確かつ公平な情報公開に努めております。

### 開示基準

当社は、金融商品取引法、その他の法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則に従い、情報開示を行っています。また、これらに該当しない場合でも、株主、投資家の皆様の投資判断に影響を与えると思われる情報は積極的かつ公平に開示します。

また、フェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる重要情報は適切に管理し、取引関係者に対して選択的な開示を行いません。

### 開示方法

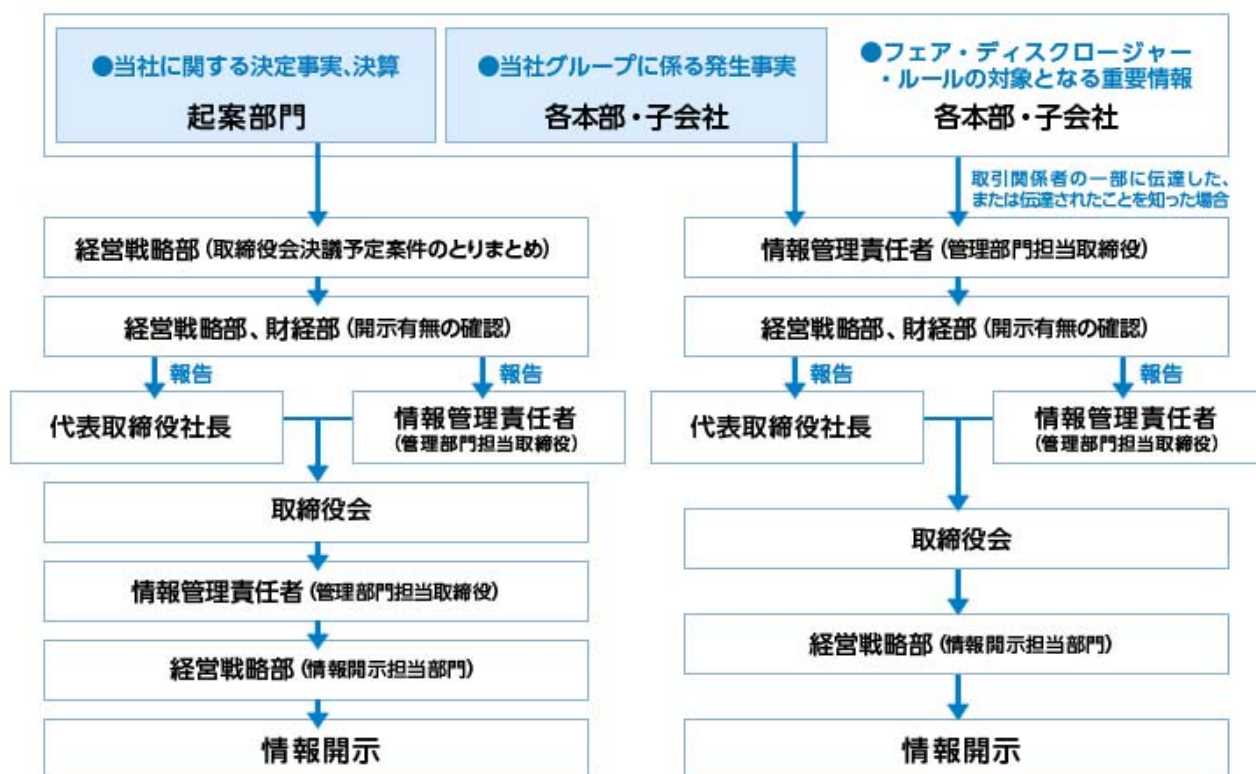
東京証券取引所の適時開示規則に定める開示基準に該当する情報、並びに株主、投資家の皆様の投資判断に影響を与えると思われる情報は、同取引所が提供している TDnet(適時開示情報伝達システム)を通じて開示すると共に、速やかに当社ウェブサイトに掲載しています。これら以外にも、当社を理解いただくために有用と思われる情報については、ニュースリリースや当社ウェブサイトへの掲載など適切かつ公平な方法により開示することとしています。

また、当社の役員・社員等が、業務に関して意図せずに未公表の重要情報を取引関係者の一部に伝達したと判断した場合、当該重要情報を当社ウェブサイトに速やかに掲載します(当該重要情報が適時開示規則に定める開示基準に該当する情報であった場合は、TDnet を通じて開示します)。ただし、伝達情報が重要情報に該当するものの、開示が適切でないと判断した場合、開示できるようになるまでの間、守秘義務及び株式売買を行わない義務を当該取引関係者に負っていただき、開示を行わない等の対応ができるものとします。

### 沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、四半期決算毎の決算期日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」とし、決算に関する質問に対するコメントを差し控えていただいています。ただし、この沈黙期間中に判明した業績予想と既に発表した予想とが大きく乖離する見込みが出た場合には、適時開示規則に従い業績予想の修正として適切に開示することとしています。

## 開示体制



(注)

1. 速報性が求められる適時開示要件への対応については、社長の判断により、一旦開示した後に取締役会で追認を求めることがあります。
2. 当社がフェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる重要情報として管理する情報は次のとおりです。
  - (1)公表前の確定的な決算情報
  - (2)未公表の中期経営計画、公表済の中期経営計画の進捗状況
    - ①中期経営計画の内容として開示を予定している経営数値目標についての具体的な計画内容
    - ②公表済の中期経営計画の具体的な進捗状況
  - (3)決定前の重要事実
 

決定前の重要事実については、東京証券取引所の適時開示規則の重要事実と同様に管理し、万が一社外に伝達された場合は適時開示規則に則り開示します。

## 社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役または社外監査役(以下「社外役員」という。)は、当社が定める以下の基準に照らし、当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という。)と特別な利害関係がなく独立性を担保できる者を選任しております。

なお、社外監査役の候補者に関しましては、監査役会の事前の同意を得ております。

1. 現在及び過去10年間において、以下に該当していないこと。
  - ① 当社グループの業務執行者(注1)及びその近親者(注2)
2. 現在及び過去5年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
  - ① 当社グループの主要な取引先(注3)またはその業務執行者
  - ② 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、顧問弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
  - ③ 当社の大株主(注5)(大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。)
  - ④ 上記①から③に該当する重要な者(注6)の近親者
  - ⑤ 社外役員の相互就任関係(注7)にある他の会社の業務執行者
  - ⑥ 当社グループから多額の寄付を受けている者(注8)
3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

---

注1:「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

なお、社外監査役においては、業務執行者でない取締役を含む。

注2:「近親者」とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注3:「主要な取引先」とは、当社グループの製品等の販売先または仕入先であって、その取引額が一事業年度につき当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるもの、または、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超えるものをいう。

注4:「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は一事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は当該団体の年間総収入金額の2%を超えるものをいう。

注5:「大株主」とは、当社事業年度末において、自己または他人の名義をもって総議決権の10%以上を保有している株主をいう。

注6:「重要な者」とは、取締役、執行役員及び部長以上の者またはそれらに準じる権限を有する者、または、公認会計士または弁護士をいう。

注7:「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

注8:「多額の寄付を受けている者」とは、当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関する研究・教育その他の活動に直接関与する者をいう。

以上

## 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

### 1. 新任の取締役・監査役へのトレーニング

新任役員を対象とした外部セミナーへの年1回以上の参加を推奨する。

### 2. 新任の社外取締役・社外監査役へのトレーニング

当社の事業・財務・組織等に関する研修及び主要拠点の視察を実施する。

### 3. 全ての取締役・監査役へのトレーニング

インサイダー取引の禁止をはじめとする法令遵守、コーポレートガバナンスなどのその時々トピックスまたは経営に関する研修を年1回以上行う。

### 4. 社外取締役・社外監査役へのトレーニング

当社の経営課題について理解するために必要な情報を適宜提供する。

### 5. 取締役・監査役のトレーニングにかかる費用は、当社の負担とする。

以上